

令和4年度 第3回史跡小島陣屋跡整備委員会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月13日(月)13時30分～16時55分
- 2 開催場所 小島町自治会館
- 3 出席者 <出席委員>坂野委員、高瀬委員、前田委員、松永委員、渡邊委員、三浦委員
<欠席委員>中井委員
<事務局> 能口文化財課長、小泉埋蔵文化財係長、武内主任主事、毛利主任主事
<静岡県> 文化財課 武田主査
<株式会社フジヤマ>坂田氏

4 傍聴者 なし

5 会議内容

(1) 開会

委員過半数以上の出席により会議成立。

(2) 文化財課埋蔵文化財係長より挨拶(課長代理)

(3) 議事

◎前回の委員会の内容確認

(事務局)

・史跡東側急傾斜地対策は、11月議会で追加の予算要望し、地質調査、予備設計を実施する。令和5年度に詳細設計を行い、順次安全対策工事にうつる。併せて急傾斜地の石垣調査も実施する。工法は予備設計、地質調査の結果によって決定。工法については今後の整備委員会でも諮りたい。対策の方針として石垣をできる限り保存することを前提としつつも、人命優先の安全対策工事を検討する。

・御殿書院移築復原工事は解体調査によって、実施設計時から次の2点が変更になっている。まず、予定していた便所部分の復元は、便所が小学校時代(明治)に増築されたものと判明したため、こちらの復元については実施をしない。これまでの実施設計で「縁側6」としていた場所が幕末の便所の可能性が高い。

玄関位置は史跡移築後の建物の方向で東側にあることが判明しており、活用のために設置する玄関位置は同じ場所に踏襲して設置する。上記に併せて、御殿書院と石組水路の位置が干渉するため、令和4年度第1回目の整備委員会で、水路の位置を軒先に合わせるように書院の位置を北に30cmずらすという話が出ていたが、この水路が書院の排水機能を持って

いた可能性が低いと見られるため、30 cm北にはずらすことはやめて、元々の発掘調査に基づいた書院の位置とする。玄関の解釈（御殿全体の玄関か、書院に入るためだけのものか）は今後検証が必要で、解説板などで来訪者に誤解を与えない説明を行う。

◎書院の玄関の解釈

（前田委員長）

資料（2）③のところ、書院の玄関の位置について、玄関の解釈、（御殿全体の玄関か、書院に入るためだけのものか）の検証が必要ということだが、そもそも玄関、という言葉が適切なかどうか、三浦先生に伺いたい。

（三浦委員）

玄関は入り口なので、元々はるか昔は禅宗のお寺の入り口を玄関といったが、江戸時代以後は普通に建物の入り口を玄関とっている。陣屋や大名屋敷の玄関は基本的に人と用途、役目に応じて使い分けしており、御殿では、藩主との対面を行うためのものが一番正式な玄関。そこは基本的には儀式のときしか使わない。この場合、書院の中心部分に玄関がついているが、本来ならもう少し離れたところに造る。しかし、陣屋自体が小さいので、今回移築工事で仮設的に整備する玄関の位置が、本来、御殿に上がった藩士が殿様と会うための一番正式な玄関になる。藩政実務を行うために藩士たちが来るときは普通その玄関は使わない。藩士が職務をするときに入るための玄関は多くの城の場合は「中の口」や「辰の口」と言っていた。

それ以外に御殿の中で奉仕をする人たち、食事を作る人たちなどが使う勝手口が別にあり、大体3か所くらいあったはずだが、今回判明した東側の玄関は、座敷にいきなりくっついているので、本玄関になる。従って「玄関」でよいと思う。他の入り口は玄関とは言わないで、中の口とか、台所口と言う。

（前田委員長）

いわゆる御殿というと、「お玄関」といわれて式台から入って、大広間があって、藩士と対面するような公的なところがあって、あとは役所としての中の口という藩士たちが実務を執るためのものがあって、公式な対面の間ではなくて書院に入るための入り口と考えられないか。

（三浦委員）

この（小島）陣屋は、日本に存在した陣屋の中で極めて特殊であり、通常はもっと大きいですが、おそらく日本歴史上で最も小さな陣屋建物になる。一般的には広間、新しくなると広間とは言わずに（大）書院、小書院というが、それぞれ別々の建物のようなものがつながり、それにさらに殿様が生活する中奥（居間や寝間）がある。それを全部一体に造って、たった四部屋で片付けてしまった。中奥に相当するのは、出っ張ったところと便所のあったほうで、それが中奥の寝間と居間になる。その手前の大きな十畳の広間と玄関側の部屋が対面の儀式をする表書院、表御殿、広間と大書院に相当する。それで、あまりに小さかったので、中

奥の藩主の住まいとする居間を対面の儀式をする時の上段の間として代用して使っている。普通ではありえないが、一応藩主と対面するための藩士が入る正式な入口なので、玄関と称してよいのではないか。御殿全体の入り口と書かれると難しいところがあるが、お城の御殿でも陣屋の御殿でも、正式な入口が「玄関」。執務のために入るところが中の口、奉仕のためところが台所口になる。それを御殿全体の玄関として代表するのであれば、書院にくっついているのが御殿全体の玄関となる。

(前田委員長)

本当に特殊な例であると伺ったが、これが小島陣屋を説明する上で、遺構をもとにそのようなことが説明できるということか。もう一つ、絵図の中に玄関予定地と書いてあったかどうか。

(三浦委員)

あの玄関予定地は、私の解釈では玄関ではない。あれ(絵図)を作ったのは廃藩置県の40年ほど後の大正時代で、あの絵図に書いてある玄関予定地というのは、厳密にいうと御殿の入り口の御門のことをいっている。通常の御殿だと、御殿の建物があり、そこを囲っている塀や長屋があり長屋門がある。通常それは御殿の入り口で「玄関」とは言わないが、あの絵図を描いた人が勝手に玄関予定地と書いてしまった。あれは御殿全体の入り口の門の予定地。

それまでは、あそこに玄関を作る予定だと思っていて、まさか書院の入り口に玄関が直結でついているとは誰も思っていなかったため、そちらに正式な入口の御殿玄関を作るとすると、その次に式の間がついて、最終的に今回の書院というのが藩主の居間だと思っていた。しかし、どうも中奥と表が一体成形された特別な御殿だというのがわかった。そのため、絵図にある「玄関予定地」というのは、陣屋の御殿全体に入るための門の予定地、もしくは長屋門予定地、その言葉を間違えて書いている。

(前田委員)

あれだけの敷地があると、本来は一般的な造りであったのが地震で倒壊して、とりあえずあの形になったのではないかと思うが、その辺りはどうか。

(三浦委員)

日本全体の陣屋から見るとあり得ない造り。もしかすると、地震で崩れてしまい、幕末で藩の財政がひっ迫している中で、仮再建御殿であった可能性はある。いずれにしても、日本最小の陣屋御殿であることは確か。何でも日本一は非常にアピール効果がある。中奥と表御殿が一体成形した日本で初めての新型の建物として、これはぜひともアピールすればいいのではないか。本来だったら別々に作らなければならないものを、一緒に作ってしまった。

これは重要で、日本でも極めて珍しい。小さいと、何となく藩が小さいせいでみすぼらしい御殿を立てたと思う方が多いかもしれないが、未曾有の大地震で壊滅的な被害を受けていて、幕末でお金がない、財政ひっ迫の中で、贅沢なものも建てられない。そういった意味で考えると、財政のことをよく考えた非常に名君であった可能性がある。

(前田委員)

大筒を鑄造して訓練をしなくてはならなかった、それくらい出費が多かったようだ。

(三浦委員)

贅沢な御殿を建てている場合ではないと、極めて現実的なことを考えている。これが出来の悪い殿様だと、「わしの住むところだから立派なものを作らなくてはならない」と贅沢なものを作ったのだろうが、あえて質素なものを作っているのは、極めて有能な藩主であったと思う。

(渡邊委員)

玄関が書院東側にあったことに伴い、執務室側との繋がりを想像できるようなものはあるか。

(三浦委員)

結局藩士たちが執務をしたのはあの建物につながっていたところで、そこが執務室だった。発掘したときに出てきた、後で建物が繋がっていたところがあるが、あれが執務室。ただ、礎石が抜き取られてしまっているので間取りは復元できなかった。

(渡邊委員)

玄関入って右手側か。

(三浦委員)

あそこは藩士の絵図では控室と書いてあった。全部で二畳か四畳の小さな部屋。入側部分を代用したという緊急控室だが、執務室といえば執務室である。そこまでがいわゆる表書院。その横の方に執務室である役所が繋がって、台所が繋がっているはずだが、その辺は略図過ぎてよくわからない。

(渡邊委員)

その役所側に繋がる位置は想像できないか。建物を自分なりに想像してみると、玄関右側の寄棟になっている屋根の部分、いま執務室ではと話された2～3畳辺りから北側にかけての辺りで、執務側と繋がりがあったのではないかと思うがどうか。

(三浦委員)

昔の御殿というのは襖で仕切っているだけで、みな繋がっている。

(渡邊委員)

その部分に畳が敷かれていたのか。

(三浦委員)

当然敷いてある。あのまま部屋がたくさん繋がっていて、その繋がっている部屋が役人の執務室。

(渡邊委員)

もう一点、お聞きしたい。水路が建物の下を通っていたのではないかというお話も伺ったが、執務側と書院との間に何らかの水が落ちるところがあつて、中庭のようなところや光を採る空間というものは考えられるか。

(三浦委員)

あの幅だと光を採るところはいらない。通常はもっと大きな御殿のため、当然中に光を採る坪庭があるが、あの幅だと、特にそれを作らなくても問題はなさそう。水路が部屋の中に入り込んでしまっている原因は、水路を幕末に仮再建した御殿と、年代差がある又は地震で廃絶する前の建物に伴っていた可能性もある。ほぼ同じようなところに書院を建てたため、似たようなものになってしまったのだろうが、建物の下に入っていた部分の水路はおそらく使っていなかったのではないか。

いずれにしても非常に珍しくて特徴的で、しかも東海地方にあって、南海トラフ地震との関連性を考えてみると、いろいろ興味深い建物である。

◎令和5年度の整備内容報告（資料5）

(事務局)

スケジュール表のグレーで表示した部分が史跡整備工事、いわゆる土木工事だが、造成工事、園路広場工事、伐採工を予定していた。その下のオレンジ色の御殿書院移築復原工事については、先ほど現地で基礎工事の状況をご覧いただいたが、引き続き建て込みを行っていく。文化庁の補助金の関係で、現状では御殿書院の移築復原はなるべく計画どおりに進めていく予定だが、土木の造成工等については、すぐに開始できない状況になっている。

急傾斜地対策も、文化庁の補助を受けながら施工していくが、令和4年度に発注した地質調査と予備設計業務が完了次第、令和5年度は詳細設計に入っていく。周辺住民の安全に関わるため、令和6年度を待たず極力早い段階で予算を組んで施工し、土砂崩れの状態からの復旧を進めていきたい。

併せて東側の急傾斜地にも石垣があるため、こちらの石垣の測量、カルテづくりを実施していくことで、急傾斜地の対策工事を全体的に進められるようにやっていきたい。工事の時期は未定だが、工法が定まったところで金額と期間を算出して、令和5年11月補正を狙いつつ、5年度から6年度にかけて施工に入りたい。

(前田委員長)

先日小泉係長から「今ブルーシートをかけているところが、シートをかけたことによって改めて下の道から目立つようになった。」と伺った。つまり、近世においては下の街道を通る人たちから、いつも石垣が良く見える位置にあったというか、見上げるものであった。小島陣屋の一つの顔でもあったのだと実感したところなので、修復は大変だとは思いますが、景観を考えたときにすごく大事な保存作業である。

◎保存活用計画について

(事務局)

第2回整備委員会の保存活用計画の振り返り

- 1 全国の陣屋との比較検討、陣屋研究自体が進んでおらず、小島陣屋の評価という意味でも少し欠けている部分ではないかというご指摘があった。小島陣屋の石垣を多用するという特徴を出す意味でも、ほかの陣屋との比較を行っていく。
- 2 陣屋のエリアを示す第2郭等の用語について、今後どのように説明するか、現状の課題として把握し、ほかの城郭、陣屋でどのような呼び方をしているのか確認する。
- 3 保存活用計画の第4章 現状と課題(71頁～74頁)について現状と課題の表に、「保存」と「整備」が重複している部分があるというご指摘があったので、そちらをまとめる。また、特に活用について、行動して目指すところを入れた方が良いという意見もあったので反映する。
- 4 エリア区分について、文化財エリア、活用エリアの図をお示ししたが、これはハード面のエリアとして、限定的な要素があると解釈できる。史跡周辺の保存整備は、公開活用の推進のところに活かしていけるような施策をもっと出したほうが良いのではないかというご指摘があったため、検討していく。

◎保存活用計画 「第1章 第4節用語の整理」(資料7-1、7-2)

文化財課の中で十分に整理がつかなかった下記の用語について、ご意見を伺いたい。

- 1 「小島陣屋跡」と「小島陣屋」
「小島陣屋跡」は明治時代以前、「小島陣屋」は明治時代以後
- 2 市指定文化財「小島藩御殿建物」の表現
市指定文化財の名称としては「小島藩御殿建物」で登録されている。この整備委員会では「御殿書院」と言ってきたがこれでよいか。
- 3 「くるわ」の漢字
「くるわ」の漢字は、「曲輪」で表現する場合、「郭」で表現する場合
- 4 主郭、第二郭
主郭、第二郭という表現が妥当かどうか

この整備委員会に先立ち、今日欠席となった中井先生に相談した。中井先生のご意見は、「用語の整理という章や節を新たに設けなくても、史跡小島陣屋跡保存活用計画というものは史跡の中の内容についての計画のため、わざわざ節を設けて説明をしなくても、当然江戸時代は陣屋であって、それ以降は陣屋跡であること、この計画の中で言及できるのが史跡の範囲内だと分かるので、用語としてあげなくてよいのではないか。

「小島藩御殿建物」については、市の指定名称を変えることはできないが、小島陣屋跡の活用計画の中で、「ここでは以下便宜的に御殿書院と称する」などと断り書きをすればそれで足りるのではないか」ということだった。

「くるわ」の漢字は、江戸時代から両方とも使用しているのが実際のところで、過去の小島陣屋跡整備委員会の記録を調べたところ、「郭」の字を使いながら第1郭とは呼ばずに主郭と呼ぶ、という整理をしております。資料には案を上げましたが、「郭」「主郭」でいいのではないかというご意見を頂いた。また、「主郭」「第二郭」についても、御殿のあるあたりが主郭、御殿の北側にある入り口の外側、先程ご覧いただいた井戸のあたり、絵図に内玄関とあるが、それよりも外側を第二郭という整理をしている、というコメントを頂いた。

(高瀬委員)

中井先生のご意見はもつともで、確かにその通りだと思う。

(三浦委員)

(1)、(2) 辺りは問題ない。今移築しようとする建物については、どう書くのがいいか。「御殿書院」と書くとそういう言葉が伝わっているように見えてしまうので「御殿の書院」と「の」を入れたほうがいい。基本的には、「御殿」は藩主の住まい及び役所で、小島藩としての公的な建物をまとめて「御殿」と呼ぶ。離れた場所にある土蔵なども全部含めて「御殿」。したがって、「御殿」の中の書院であり、「御殿の書院」のほうが誤解を招かない。「御殿書院」という言葉が歴史的に残っていたと誤解される。

「くるわ」はどちらでも構わない。ただ「主郭」について、陣屋というのは原則的に、郭が一つのものを言う。他の陣屋を見ても基本的には一つ。一つの郭の中に平場がある。これはお城と同じだと思ってよいが、大きな郭があったときに、郭全体を御殿にすることはない。郭の中を塀や長屋でもう1回囲う。その囲った所が御殿。囲いの外側は御殿の外。そうすると、今主郭をどうするかという話だったが、基本的には郭といったときは御殿の建つ敷地だけではなく、平場全体を一つの郭という。井戸のあるところと御殿の建っているところは同じ平場なので、あれは同じ郭。陣屋というのは大体一区画なので、そもそも郭が一つしかないのに主郭ということ自体、違和感がある。それから郭というからには、石垣などの段差で囲われているところを郭というので、塀だけで囲ったものは郭とは言わない。井戸のあるところも平場を全部まとめて陣屋という。そして陣屋は一区画なので主郭とは言わない。

先ほどの主郭の定義があまり理解できなかったので、もう一度教えていただきたい。

(事務局)

絵図の真ん中あたりに「内玄関」というのがあり、この南側に御殿がある。北側の侍屋敷があるところはメインということはないので、そこで当時区画を分けたのではないかと考えている。

(三浦委員)

分けているが、他のお城で見ると、郭といったときは同じ平場の中に藩士の屋敷があり、そこを塀などで囲う。そのさらに外側に敷地が広がっていて、侍屋敷などいろいろなものがついているけれど、まとめて全部が郭。例えば掛川城には二の丸御殿があるが、御殿のあるところだけが郭ではなくて、二の丸はもっと大きい。御殿のあるところは二の丸の中の御殿敷地である。御殿のところだけを一つの郭というと、城郭史に対して特殊な呼び方をしている

るような気持ちの悪い感じがする。侍屋敷があろうが一つの区画であったら一つの郭で、その内玄関というのは、屋敷の中、要するに藩士の住む政庁と、侍の住んでいる屋敷というのは、区画はされているけれども一つの郭であり、郭として分けてはいけないと思う。そうしないと、他のお城の場合、本丸御殿の場所だけが一つの郭で、本丸御殿の外側の空き地部分は別の郭と解釈することになるため明らかにおかしい。

(事務局)

今プレハブが立っているところは石垣があって一段下になっているが、あれはどうか。

(三浦委員)

あそこに歴然とした境があるのであれば別郭としてもいいが、歴然としていなければ同じ郭。

(事務局)

今回発掘調査を行った主郭域の下はどうか。

(三浦委員)

下は石垣の段があるから、別郭である。

(事務局)

第二郭と呼称しても問題ないか。

(三浦委員)

それがまた問題で、陣屋というのは本来単郭である。小島陣屋は小高い山に作ったため、平場を造成するとどうしても二段、三段になってしまう。それは、郭が二段、三段になるのではなくて、原則的には郭があって、周りは腰郭という、郭に付属する区画がある。それを、城の場合は二の丸、三の丸などとは呼んでいない。もっと大きな城で見ると、本丸石垣があって、石垣の周りの一段下がったところに通路がぐるりとあっても、それを二の丸とは呼ばない。ただの通路で、そういうものを腰郭という。わざわざ二の丸とは呼ばない。

本来の正しい呼び方で行くと、上の平場のところ(侍屋敷のあるところ、御殿のあるところ)が全部まとめて一つの郭で主郭。その周りに大手門があり、周りは御殿に入る通路のため郭とは言わない。さらにその周りは造成したためにできた土地のため郭ではない。しいて言うのであれば二段の腰郭があるだけという話。

他の城も、本丸御殿でも二の丸御殿でも、郭の中で御殿の敷地を囲う。例えば二条城の中に国宝の御殿があるが、その外側に高さ3mの大きな築地塀が廻っていて、正面に唐門が建っている。それが御殿の区画。その区画の外側は警備の人たちの住まいなど、士分屋敷があったところだが、それを全部まとめて二の丸とって、築地塀の中は二の丸御殿の屋敷地。築地塀の中だけを主郭とって、外側を第二郭と称したとすれば、日本の城郭の呼称に対して極めて異例な解釈をしていることになる。

しかし、小島陣屋としての地元の方の思い入れなどがあると思うので、特別にこう呼ぶのだ、と決めてもいいのではないか。日本の全国標準に合わせるのではなく、小島陣屋の個性として皆様方がつけたい名前をお付けになればいいと思う。ただ、第二郭、第三郭、という

のはすごく違和感がある。そして、一郭しかないものを主郭というのも。厳密にいうと陣屋本体と付属部分というのが正しい。本来の呼び方と地元の方の意見を踏まえて決めたほうがよいのではないか。

(前田委員長)

そもそも陣屋というのが皆さんもあまりなじみのない用語である。陣屋の定義づけがあるのか。

(三浦委員)

割と簡単で、城ではないものが陣屋。何を城というかは、厳密に幕府の出した文書には書かれていない。不文律なので、いろいろな藩に出した文書などから類推検討してみると、城には作っていいけれど、陣屋には作ってはいけないものがいくつかある。天守は論外として、櫓、二階建ての櫓門、鉄砲狭間のついた土塀、これは原則論として陣屋に作ってはいけない。ただし、時々、既得権益として特別な場合に認めたものはある。

(前田委員長)

既存の城に三万石以下の大名を置いた場合には、石高でいえば陣屋レベルだろうが、すでに城郭として整備されている場合は城になるのか。

(三浦委員)

三万石未満でも一万石以上なら、城に入ったら城。たとえ三万石を超えていても、城でないところに入ったら陣屋で、既得権益の問題。

真ん中の中心部分が単郭であることが陣屋の定義で、二つ目の郭を作ってはいけない。

(前田委員長)

小島陣屋の特色を示すと、どういう風に表すかというところで、全国を歩いてはいないが、ネット上で見る陣屋というと、あそこまでちゃんとしたものではなくて、表面だけ堀があったり、ちょっと石垣があったりという、いわゆる屋敷。屋敷の構えであって、小島のようにきちんと区画ができていないようなところもある。しかし、藩主の家の格式や由緒などによっては、例外的な、こだわりのようなものが建物や庭に見られる。小島藩はきっちり一万石で、これに対して分不相応な石垣が何段にもめぐっているのが異常に感じる。これが単なる土留めとして作ったにしてはお金をかけすぎており、石垣をそこまで積んでいいのか。

地震があったとして、幕府に報告は必要なのか。報告は他の大名の城と同じような形でしなくてはいけなかったのか、そういう時に名称はつけず、あくまでも屋敷として報告したのか。

(三浦委員)

屋敷である。城の石垣を修理するときには幕府に対して修復届の絵図を出す。陣屋は城ではないため出す必要はない。小島藩の陣屋の非常に特殊なのは、ほかの陣屋と比べて御殿が極めて小規模で質素で、びっくりするほど小さいにもかかわらず石垣は立派なこと。通常の陣屋は平地にあって単郭だが、小島藩の場合は敷地の造成に伴い二段三段になってしまったため、腰郭がめぐっている。これは地形的な特徴。二の丸三の丸とするものではなく、敷

地造成のための腰郭として作っているだけなので、幕府からするとただの屋敷の外回りの土木工事で、きっと城とは思っていない。全体で見ると小島陣屋はあくまでも陣屋で、櫓もなければ櫓門もない。狭間の入った土堀もない。二段三段になっているのは防御を考えて作っているのではなく、どう考えても土留め。したがって構造的には典型的な陣屋。ただ、石垣が大変立派で、御殿が極めて小規模である。御殿規模では日本で一番小さな陣屋だというのは確か。けれど陣屋自体の敷地で考えると大きさはそれなりにある。それが小島陣屋の特色。今日一日で決定するのは難しい。非常に特色があって全国的に見たときに注目に値するような素敵な陣屋であるというのは確かなので、そこを考えて、用語は報告書を出すまでに皆様の知恵を絞ってゆっくり考えていったほうがいい。結局陣屋なので、単郭ですから、郭の名称はない。本丸・二の丸もなく、主郭と呼ぶのも変だと思う。

(前田委員長)

私たちが小島陣屋を紹介するときに、城でもないのに城みたいな用語の使い方をしてはいけない。

(三浦委員)

混乱させてしまう。石垣だけ見ると城のように見えるが、城ではない。陣屋の石垣としてみると、あれは城郭石垣ではない。正面側の区画の石垣である。すごく立派だというけれど、日本中の陣屋を探してみると、もっと立派なものもある。陣屋というのは基本的には一万石から三万石の小大名の城の代わりも陣屋だし、幕府や諸藩の管理をするために作った代官所も陣屋。その陣屋とどう違うかという、藩主がいるかないかだけが違うので、建物の内容が若干違う。だから難しい。

(前田委員長)

当時、陣屋という言い方はしているのか。

(三浦委員)

している。陣屋というのが文書に出てきます。

(前田委員長)

小島藩の場合には、お屋敷としか出てこないが、明治の資料になると廃藩後でも陣屋と呼んでいる。

(三浦委員)

幕府の考えだと、正式には陣屋という。陣屋が何かというと、城ではない、屋敷しかないものも陣屋と呼ぶ。小島藩には城郭はなく屋敷しかない。御殿しかないので、屋敷と呼ぶ。だけど、幕府の文書には陣屋と書いてある。例えば北海道の松前城とか、あれは福山陣屋と書いてある。それから京都の園部の陣屋も、園部城になってしまったが、あれも幕府の文書に「そこもとの地は陣屋につき」と書いてある。

(前田委員長)

明確に陣屋と城は違うということで良いか

。

(三浦委員)

完全に分けている。陣屋の原則は単郭。城でないものを屋敷というため、城郭の中に入っている御殿を屋敷という。今御殿といっているけれど、江戸時代は屋敷といっていた。お屋敷というのは江戸時代の通常の呼び方です。

小島陣屋はこの辺が非常に特徴的なところで、時間をかけて皆様の知恵を絞っていただいて、素敵な名称にしていきたい。

(前田委員長)

そういう風に自由につけていいところと駄目なところをまた先生に教えていただきたい。

(三浦委員)

全国の常識に統一しなくてはいけないということを踏まえつつも、小島藩独特の建物のため、独特なものを表すために特別な呼び方をしてもいい。ただし、共通用語と独自の名前が混ざらないようにうまく考えてほしい。

今は主郭の定義が間違っているなので、直したほうがいい。他の陣屋の図を見ても、大きな敷地があったときに塀などが書いてあって、中に屋敷があってもう1回区画します。周りに侍屋敷があって、それも全部まとめて陣屋という。屋敷周りの一区画を主郭とは絶対に呼ばない。

(前田委員長)

この委員会を進めていくうえで、どうしても整備の段階で整理をしないといけないと思う。

(三浦委員)

今日、急に整理するのは無茶なので、皆様方に考えていただきたい。それだけ小島陣屋というのは素敵なおところである。

(前田委員長)

この委員会での呼び名はとりあえず主郭でも良いか。

(三浦委員)

そこは適当にして、最終的に報告書までに決めればよいと思う。私は、今ここで主郭といっているのを誤解していたが、外側のかつての竹柴みたいな区画、新しく作った見学者用の駐車場の道路のところ、あそこまでが皆さんの言う主郭だと思っていた。塀の中だけが主郭ではない。全部が主郭。

(前田委員長)

プレハブがあるところ、石垣で段差になっていたところはどうか。

(三浦委員)

郭の中で1mくらいの段差はある。段差ごとに郭の名前を変えたとしたら近世城郭は郭だらけになってしまう。

(前田委員長)

用語の整理については今後時間をかけて検討していくということをお願いしたい。

◎保存活用計画 「第6章 史跡の保存管理の方向性と方法」(資料7-2の77ページ)

「第1節 保存管理の方向性」は、計画が整備工事実施～完了の状況を前提としているため、改めて状況に合わせて保存管理の方向性を提示している。(基本方針読み上げ)

「第2節 保存管理の区分と具体的な手法」の区域区分は平成21年度の保存管理計画をベースに、前回審議いただいた第3章の本質的価値の構成要素とリンクする。史跡指定地内と指定地外でそれぞれ要素による区分を設定。史跡指定地内は、要素の性格ごとA-1、A-2の2つに細分。A-1は、史跡の本質的価値を構成する要素である石垣・地下遺構等、原位置に移築復原した御殿書院、東側急傾斜地を、A-2は史跡の本質的価値の理解と保護のために必要な要素(平面表示や解説板等)を指す。A-1と同様に史跡指定地内であるが、本質的価値の構成要素とは区別して取扱うものがA-2。

史跡指定地外の区分については、小島陣屋の外縁部を構成し主要な遺構が確認又は推定される区域である周知の埋蔵文化財包蔵地をB、小島陣屋の外縁部及び付属する重要な遺構の所在が推定される地区(こちらも同じく周知の埋蔵文化財包蔵地のエリア)をC、周知の埋蔵文化財包蔵地外で小島陣屋跡に関連する要素はD、小島陣屋の外の別当沢をEとした。こちらは保存管理計画で示しているエリアを踏襲している。それぞれ区域区分については78～80ページにかけて一覧表形式で概要、要素、保存管理の方法について示した。

「第3節 現状変更等の取扱い」。平成21年度の保存管理計画では現状変更の取り扱い基準は、公有地化前の状況で定義している。(保存管理計画の現状変更について説明)

今回新たに保存活用計画を策定するにあたり、指定地内は公有化が完了しており、整備工事は計画策定までに完了するものもあるので、次のように内容を検討している。(内容説明)

この章に関する検討事項としては、第二節で述べた保存管理現状変更の区域区分のうち、Cの区域区分について、木戸跡と推定されるエリアも新たに含めるべきかどうか、ということと、もう1点、現状変更取扱い基準(案)について、実際には、個別で文化庁と協議するものになるが、①基本方針に沿った中で、今後の管理・活用に支障のない基準になっているか、②移築復原した御殿書院建物の現状変更の取扱いについて問題がないか、という2点についてご意見を伺いたい。

また、こちらも今回欠席されている中井先生に事前にご相談したところ、Cの区域区分に木戸跡を含めるかどうかは、過去の整備委員会の中で「木戸跡については断定するだけの要素が少ないため含めない」という結論がでていたというご意見を頂いた。また、現状変更の取り扱い基準については、今回移築復原する建物のうち、活用のための玄関は分ける必要がないか確認した方が良いというご意見を伺っている。

(渡邊委員)

Cの別当沢を挟んで上と下に緑の部分があるが、別当沢より上の道までの部分は1974年7月7日の台風・七夕豪雨で大きな崩れがあった。いま見えているのは一度崩れたところの下に石垣を積んで土を盛ったところ。あと、Cの川より下、図面上でいうと「C」の文字がある辺りには、昔は龍津寺に行く細い道が通っていた。

(前田委員長)

藩主が龍津寺の墓所へお参りに行くときは、やはり正規の山門の方から入るのか。

(三浦委員)

普通はそうだと思う。横から入るのであれば御成り御門というのを建てる。

(前田委員長)

何かそういう専用の道なりが確保されていたのかなと思ったが、そういう話はないのか。

(渡邊委員)

父から龍津寺の正門の方にお籠を置く場所があったという話は聞いている。

(三浦委員)

やはり正門から入っている。

(前田委員長)

分かりました。お花畑というのはどこにあったか。

(渡邊委員)

お花畑は、(じょうがたいら) というところがあるが、その場所より東寄りの少し下がったあたり、龍津寺の裏山より少し登ったあたり、書院から見える南側正面の山は「はなやま」と地元の人が呼んでいるところがある。

(前田委員長)

お花畑というのは公的な施設になるのか。

(三浦委員)

そう思う。

(前田委員長)

今日の書院の基壇というか、あそこを見ると本当に石垣ぎりぎり、普通だったらあそこに庭石を置いたり、植木があったりするが、庭すらない、完全に借景庭園だったのか、と思うと、そういった庭としての手入れのようなものが川の向こうのお花畑も含めてあったのか。特に施設、建物があつたわけでもないため、景観が失われなければ問題ないかと思う。

次に 83 ページについて皆様のご意見をお願いしたい。

(事務局)

市指定文化財の御殿建物が、史跡の中に移築された後に、建物に改変を加える場合は、市の現状変更は当然必要になる。国の史跡の現状変更が併せて必要になるのかどうかというところは、直接文化庁にも聞いたうえで決定するが、事例があれば教えていただきたい。

(三浦委員)

他のところでも、基本的には市の文化財のため現状変更は市の教育委員会の許可がいる。国の史跡としての現状変更だが、他のところは例えば、お寺の建物が市の文化財になっている、史跡自体はお寺の建物とは関係ないという事例では、建物は市の指定のため市の許可、史跡について改変等がないときは、現状変更から除外しているところもある。市の指定建物が史跡の上に乗っている場合に増改築を行う場合は、史跡に対して影響があるため史跡の

現状変更が必要。

小島陣屋は、書院の建物自体を本質的価値に入れているので、それを現状変更するときは当然史跡の現状変更がいる。他のところでは市の文化財が史跡の本質的価値になっていない。書き方としては、83 ページにあるような書き方でいいのではないか。両方の許可が必要である。特に問題はないと思う。

(事務局)

(1)～(4)の現状変更の取り扱い基準として、保存だけではなく史跡で様々な活動を行うにあたって、取り扱い基準の中で活動を認める内容が網羅できているのか、あるいはこういった文言も入れたほうがいいのではないか、というような率直なご意見があればいただきたい。特に広場や御殿書院の中でイベントなどを行うことも見込まれるが、そのあたりは(1)の活用のための一時的な場所の使用、という内容で、後は地元での防災訓練や公共的活動は(2)でと考えている。

(渡邊委員)

小島町のお祭りなども多目的広場でできないかという話も出ている。公共的な活動になるかわからないが、お祭りを地元でやるということはいいか。また、別当沢の方にある見学通路の下側の部分に花を植えられないか、種を蒔きたいけれどどうなのか、という話もある。そういう部分はこの規定にかかってくるものなのか。「この程度はいい」という事例があると非常に活動しやすい。

(前田委員長)

お祭りの内容はどういうものを考えているのか。

(渡邊委員)

土俵を持ってきて相撲大会や、ゲートボールなど。

(前田委員長)

ゲートボールは恒常的になる。横須賀城にはゲートボール場があって恒常的に行われていた。そこが二の丸の、割と重要で建物表示もしているところ。そこでゲートボールが恒常的に行われているのはちょっと具合が悪いのではないかと私は思う。

(三浦委員)

ここは多目的広場と書いてあるからいいのではないか。

(渡邊委員)

多目的広場ならそういうものをやっていいのか、どこまでが多目的広場として使用できるものなのか、というところを示してもらいたい。また、北側の一段下がったところを芝生等にして自由な活動ができないか。

(三浦委員)

最終的に整備工事をするときに、ちゃんと花壇として整備した場合は当然植えなくてはいけない。あの広いところを殺風景にしておくのも変なので、ある程度の植栽をしなくてはいけないし、花壇等はあちこちの史跡でもちゃんと作っている。もともと花壇のないところ

にも、侵入防止のために花壇を作るなどいろいろな目的がある。

(前田委員長)

五色塚でも花壇がある。

(三浦委員)

花壇として整備すればいい。今後整備基本方針を作ったときに、ここは花壇を作ると書く。そこを管理するのは地元の方々に頼む、などを入れると良い。

(渡邊委員)

地元の人たちが作った農作物を売る場所を開くことはできるか。

(三浦委員)

恒常的に店舗を作るわけではないので、それは臨時間接的でいいのではないか。地元の方々が史跡に親しんで使っていただく方法が正しくて、地元の方々が楽しみにしている行事を考えたときにあまり規制をするとよくない。なるべく地元の方々が考え出した行事やイベントを自由に行って、史跡をどんどん活用していただくのが正しい道だと思う。あくまでも、ここに書いてある規制というのは史跡を破壊する行為。活用する行為を規制しているわけではないと理解すればよいかと思う。

多目的広場も地元の方がゲートボールをたまたまやるのであれば特に問題はないと思うが、保存活用計画にゲートボール場として使ってよい、とは書けない。ゲートボールもさすがに御殿敷地と表示したところでやっていただくのは困る。

活用していただくのが大事で、特に地元の方々の活用を大いに期待している。遺跡を整備しても閑古鳥が鳴いてしまうのが一番困る。

◎保存活用計画 「第8章 整備の方向性と方法」

(事務局)

この計画が策定される頃、令和6~7くらいには今始まっている整備はほぼ完了していることを想定して作成した。(内容読み上げ)

次ページ以降に保存と活用のための整備として二つの表にまとめている。特に差替えた表、保存管理区分ごとの方法整理、としてまとめたものは、第1期の整備として完了済みとなる予定のものを上半分に、下半分は未完了のものを記載した。事前に相談にあたった中井先生からは、特に未完了のものとしているもののうち、石垣のカルテ作成や必要な調査・整備、石垣の観察というのは、基本的には延長の可能性があるので、長期として考える必要があるのではないか、というご意見を頂いている。この二つの表でまとめた部分について、それ以外にも何か過不足な点があればご指摘を頂きたい。

(前田委員長)

中井先生のご指摘のとおり、全部を短期とするのはやはり違うと思う。特にこれらについて重点的に時間がかかるものはどれか。石垣の表面の清掃というのは、草が生えるなどというのではなくて、苔を取ったりするような作業のことか。

(渡邊委員)

苔までは取っていないが、生えてきた草やツルなどは取っている。

(前田委員長)

「石垣のツルや雑草の除去（清掃）」と書いてあるが、この清掃と「表面の清掃」はどう違うのか。石垣カルテを取るにあたり、見にくくなるようなことに対するものか。

(事務局)

実際にやっているのは、渡邊委員がおっしゃられたように小島町文化財を守る会の皆様のご協力で、石垣の隙間から出てくる雑草の除去になる。

(前田委員長)

苔などを取っているわけではない。

(三浦委員)

苔は取らない方がいい。紛らわしいから「清掃」は消しておいたらどうか。「雑草除去」だけでいいのでは。「清掃」だとブラシをかけなくてはいけないような感じがする。

(前田委員長)

では、「雑草の除去」で。石垣のカルテの作成には何か基準があるのか。

(事務局)

現在、委託業務で行っているが、各石垣の面ごとに積み方の記録や、割れや飛び出しの現状の様子をブロックごとに区切って記録するというのが、石垣カルテというもの。

(三浦委員)

この石垣のところは整備と書いてあるのが曖昧。整備というのは修復ではないのか。なぜかというと、修復と別に書いてあるところがある。第2郭東側階段状石垣のところは修復、と書いてある。他のところは整備になっている。整備と修復は違う。修復は崩れたところを直すこと。この「整備」はどういう定義なのか。

積みなおすならそれは短期では難しいが、例えば、隙間に詰めてある間詰石が落ちているのを詰めるのなら軽微なものであるため短期で十分。孕んでいる石垣を直すのなら短期中期になる。整備の定義をどのように使っているのかが今一つ分からないので、これは考えたほうがよい。

(事務局)

積極的に作り直すということには行わないので、逆に「修復」に変えたほうが良いでしょうか。

(三浦委員)

修復と書くと、積み直し工事になってしまう。修復と書いてあるところがあり、修復と整備は別物であるので、この「整備」の定義が分からない。何をするのが問題で、修復が違うのであれば、修復より軽微なものは何になるのか、いま一つ分からない。この「整備」という言葉をはっきりしたほうがいい。例えば間詰石等の脱落部分を直すのは「軽微な修復」なのか。

(事務局)

これは曖昧な部分はあるが、例えば完了済みのところの大手出隅石垣、大手の小さな枡形をくぐって上の方に上っていく道沿いのところで、小さな石垣が崩れているところ、そこは積極的に積み直しをせずにネットで全体を覆っていくような部分補修、崩落防止のネットの設置になる。

(三浦委員)

それは部分補修ではなく、「崩落防止策」とか「崩落防止ネットの設置」とか書いておかないと間違える。そうすると、整備というのはそれでもない。基本的に整備というのが何をするのか分からない。それで石垣が全部短期になっているのが気になる、というような意見が出てくるのではないか。具体的に整備とは何か。

(事務局)

計画としては、まだそこはない状態なので、どちらにでも転べる表現になっている。

(三浦委員)

調査をして、必要だったら修理をするのであれば「調査」にして、「整備」は消してしまったらどうか。文化財の業界用語で特殊な使い方だが、正しい形でなくなってしまった所を、正しい形が分かっているときに戻すことを「復元」という。正しい形が分からないときに、それなりに取り繕うのを「整備」という。文化財の業界用語の整備と考えると、本来の形が分からないからそれなりの形に直しておこう、という風に使うので、ここでは整備等用語は不適切。とりあえず、いま「整備」と書いてあるところは全部消して、修復するなら修復、間詰石の積み直しなら積み直しと書けばいい。部分的に積み直すなら部分的修復、としてはどうか。調査をして危険だと判断されたとき、それは調査に基づいて修復する。危険度に応じて短期でやるのか中期でやるのか、経過観察になるのかが決まるかと思う。整備というのは曖昧なので、用語を変えるか、もしくは計画を変える、どちらかにした方がいい。

(事務局)

はい。決めにくい場合には、「調査が必要な措置」くらいの、まだ決められていないという言い方でもよいのか。

(三浦委員)

調査をしたら結果が出てくるに決まっているから、わざわざ書かなくても良い。そうすると、調査は短期だが、必要に応じて修復もしくはそのほかの措置をするときは中期や長期と書くしかない。通常、史跡は明らかに孕んでいて危険だと分かっているから、そこを直す、ということで書く。明らかにおかしいところは修復し、明らかに崩れそうところがなければわざわざ補修と書く必要はない。表側には明らかに崩れそうところはあまりなかったように思う。

(事務局)

主郭の石垣については直していて、今後の整備工事の中で通路脇石垣については崩落防止のネットを張る予定になっている。

(三浦委員)

石垣を直ちに修理をしなくてはいけない所は、基本的にはなさそうなので、整備はいらないのではないか。調査だけにしておけばいいと思う。

(前田委員長)

そうすれば短期でいいということか。

(三浦委員)

調査であれば短期。早くやらなくてはいけない。

(前田委員長)

文化財における整備という言葉は非常に重たいもの、うかつに使えないのだということが分かった。

(坂野委員)

そうすると、リードコピーにある整備方法、保存のための整備、などは書いてもいいのか。

(三浦委員)

整備というのは基本的には色々なものを含んでいる。文化庁の整備基本計画の整備というのは、取り繕うものではなく、全体的におかしいところを直していく、活用ができるように、もしくは分かりやすいように、総合的な整備を言っている。また別の業界用語。

(坂野委員)

では大きなくりの整備は一般的な整備という形でいいということか。

(三浦委員)

大きなくりは一般的な整備。個々に書かれると、分からないところを取り繕うという意味になる。

(三浦委員)

今日現地を拝見いたしましたら、保護盛土に使われている材質が、リサイクルの碎石で埋めてあった。本来史跡を整備するときの保護盛土では、混じり気のない新品の土砂を使うのが原則で、リサイクル碎石で埋めるというのは不適切なので、どうしてそのようなものかしっかりと確認をお願いしたい。

新しく来場者用の駐車場を整備するとき、そこに埋める土はどんなものでいい。しかし、指定地内の保護盛土にリサイクル碎石を使ってはいけない。あれは保護盛土とはいえ、ずっと先にまた発掘を行ったときに変なものがいっぱい出てくると誤解を招くこともあるので、基本的には新品の土砂を使うことになっている。再発防止をしっかりとさせていただきたい。

(前田委員長)

そのほかにどうか。

(渡邊委員)

今日の会議とは違うが、この地図(33ページ、37ページ)に小島本町と書かれている別当沢の南側のところに、52号線を挟んで両側に本町があるように示されているが、この右

側は本町はない。確認をお願いしたい。

(前田委員長)

ほかに意見はないようなので、議題は終了とする。

～終了～